

平成30年度 秋田県水防計画 (案)

～主な変更点について～

平成30年6月12日

秋田県 建設部 河川砂防課

水防計画

- 水防計画は、水防法に規定
- 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない【第7条第1項】
- 都道府県知事は、……変更しようとするときは、あらかじめ都道府県水防協議会に諮らなければならない【第7条第5項】

水防計画変更の流れ

- 1)水防法の改正、2)国手引きの改定内容確認
3)関係機関へ変更の有無を意見照会



- 県の水防計画変更案の作成



- 水防協議会に水防計画変更案を諮る(6月頃)



- 承認後、公表、市町村の水防計画の参考となる

水防法の改正、手引きの改定など

1) 平成29年6月の水防法の一部改正

- 全国各地で頻発、激甚化する豪雨
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生
- 社会全体で備える水防災意識社会の再構築
- ハード・ソフト対策を一体とした取組

2) 平成30年2月水防計画作成の手引きの改定

国土交通省が毎年改定

主な変更点について

【4頁】用語の追加 浸水被害軽減地区

- ・ 浸水想定区域内で輪中堤防、その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域。

【5 頁】 水防管理団体の責任 浸水被害軽減地区の指示・・・

1)市町村長が指定、公示

市町村長は土地所有者等の同意を得る

2)保全(行為規制)

市町村長が当該箇所に標識を設置

土地の形状変更者から市町村長へ届出

3)市町村長の助言又は勧告(強制力はない)

効用に影響を及ぼさない形にするなど

【4頁】 県の責任 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置

平成27年9月 関東・東北豪雨(茨城県常総市)
線状降水帯(積乱雲が帯状に次々と発生)により、長時間の強い雨
上流部の栃木県日光市で24時間雨量551mm

施設では防げない大洪水は必ず発生する



逃げ遅れて4,300人が救助

浸水 約40km²

都道府県大規模氾濫減災協議会の設置

平成27年9月の関東・東北豪雨



施設では防げない大洪水は必ず発生する



近年、例を見ないほど多数の孤立者



社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築



大規模氾濫減災協議会の設置（水防法）

都道府県大規模氾濫減災協議会の設置

- 本県の大規模氾濫減災協議会の概要

1) 名称：県管理河川減災対策協議会

2) 設置：平成29年6月、県内8地域
(水防支部単位)

3) 構成員：県、市町村、気象台

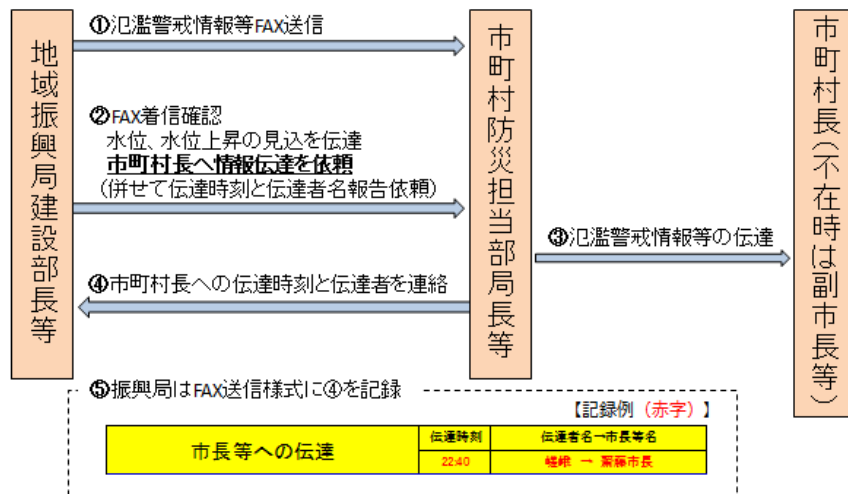
4) 目標：迅速かつ確実な避難を可能にする
地域防災力の向上

5) 取組：平成33年度末までの減災計画取組
方針を策定し、取り組んでいる。

都道府県大規模氾濫減災協議会の設置

・H29. 6月～ ホットライン運用

【伝達の流れ】

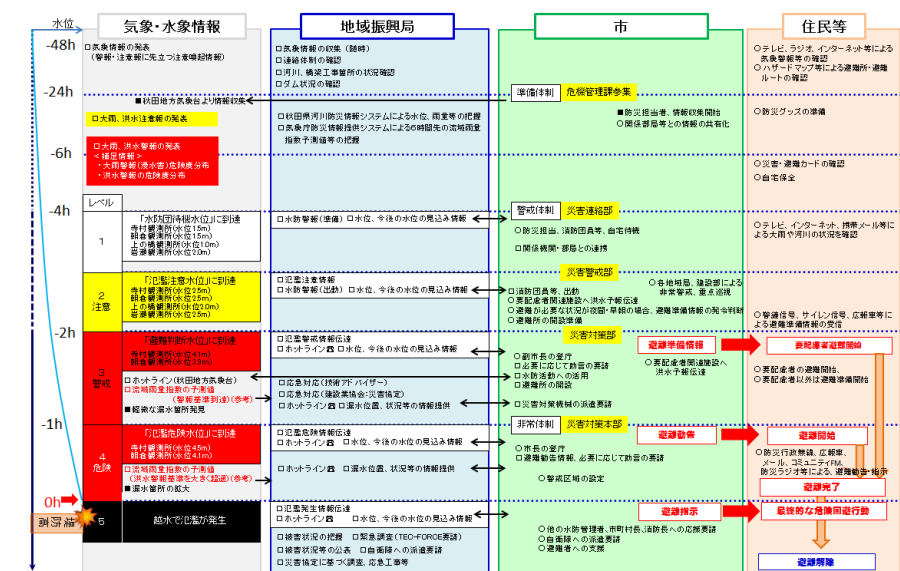


確実に水位情報を伝達

・H30. 3月～ タイムライン活用

【想定】横手市タイムライン(防災行動計画)

※避難勧告等に関するガイドライン(内閣府:平成29年1月)、タイムライン(防災行動計画)策定/活用指針(国土交通省:平成28年8月)を参考に作成。
※案前に対応したものである。時間と対応項目は「想定」で記載。状況変化に対応した臨機応変の行動が必要。



実施すべき行動を確認

【5頁】水防管理団体の責任 避難確保計画を策定していない・・・

平成28年10月の岩手県岩泉町小本川の氾濫により高齢者グループホームで9名が死亡



- 避難準備情報の意味が理解されていなかった
- 避難マニュアルがなかった



- 避難確保計画作成の義務化

洪水時の避難確保計画

【施設名：		】
-------	--	---

- | | | | | |
|---|------------------|----------|----|------------------|
| 1 | 計画の目的 | ・・・・・・・・ | 10 | 防災教育及び訓練の年間計画作成例 |
| 2 | 計画の報告 | ・・・・・・・・ | 11 | 施設利用者緊急連絡先一覧表 |
| 3 | 計画の適用範囲 | ・・・・・・・・ | 12 | 緊急連絡網 |
| | 施設周辺の避難地図 | ・・・・・・・・ | 13 | 外部機関等への緊急連絡先一覧表 |
| 4 | 防災体制 | ・・・・・・・・ | 14 | 対応別避難誘導方法一覧表 |
| 5 | 情報収集・伝達 | ・・・・・・・・ | 15 | 防災体制一覧表 |
| 6 | 避難誘導 | ・・・・・・・・ | | |
| 7 | 避難の確保を図るための施設の整備 | | | |
| 8 | 防災教育及び訓練の実施 | ・・・・ | | |
| 9 | 自衛水防組織の業務に関する事項 | | | |

避難確保計画を策定していない・・・

- 1)計画を作成しない施設管理者への対応
市町村長は期限を決めて作成を指示できる
- 2)正当な理由なく指示に従わない場合
市町村長はその旨を公表できる

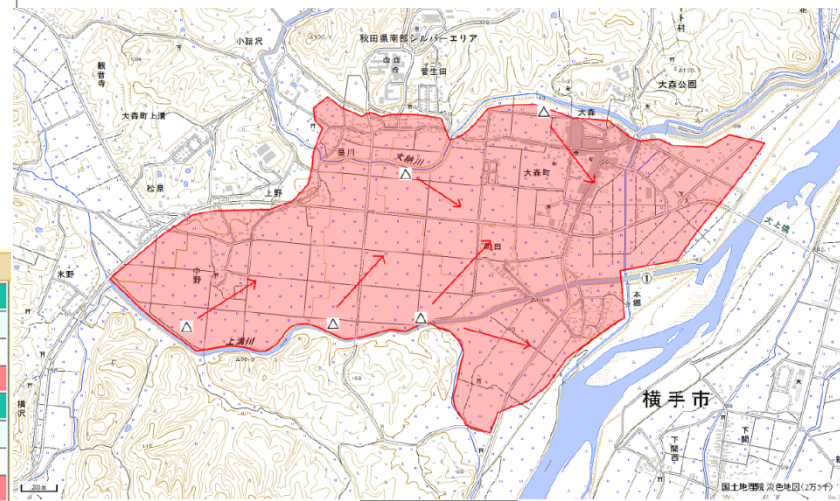
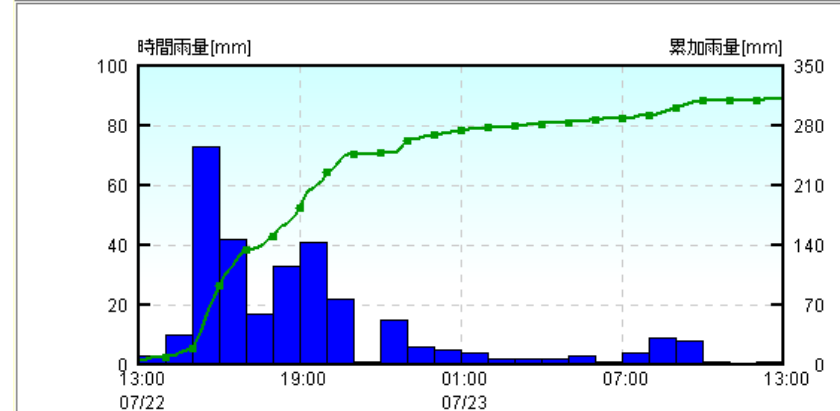
(水防法 水防管理団体の責任)

【5頁】水防管理団体の責任 予想される水災の危険の周知

① 浸水実績等の把握
市町村長の努力義務

② 浸水実績等の周知
市町村長の義務

観測所名	袴形	河川名	
市町村名	横手市大森	管轄	平鹿地域振興局



観測データ (07/22 14:00-07/23 13:00)

月/日	07/22											07/23
時:分	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	01:00
時間	3.0	10.0	73.0	42.0	17.0	33.0	41.0	22.0	1.0	15.0	6.0	5.0
累加	9.0	19.0	92.0	134.0	151.0	184.0	225.0	247.0	248.0	263.0	269.0	274.0
月/日	07/23											
時:分	02:00	03:00	04:00	05:00	06:00	07:00	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00
時間	4.0	2.0	2.0	2.0	3.0	1.0	4.0	9.0	8.0	1.0	0.0	1.0
累加	278.0	280.0	282.0	284.0	287.0	288.0	292.0	301.0	309.0	310.0	310.0	311.0

【5 頁】 水防管理団体の責任 緊急通行により損失を受けた・・・

- 1)水防管理者等からの受託者が、水防上緊急に一般交通の用に供しない通路などを通行できる
- 2)水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

【5頁】水防管理団体の責任 公用負担により損失を受けた者・・・

- 1)水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者等は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる
- 2)受託者も同様
- 3)水防管理団体は前2項の規定により、損失を受けた者に対し補償しなければならない

【6頁】 国土交通省の責任 大規模氾濫減災協議会の設置

- ・都道府県の大規模氾濫減災協議会と同様

【6頁】 河川管理者の責任 水防管理者に対する浸水被害軽減・・・

- ・水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言

※関連【69頁】

【6頁】 河川管理者の責任 水防管理者に対する浸水被害軽減・・・ ～ 例示 ～

- ・水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- ・過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

【13頁～17頁】 気象庁が行う予報及び警報 大雨・洪水警報などの発表基準の改善

- ・気象庁では平成29年7月から雨による災害発生の危険度の高まりを評価する技術(表面雨量指数、流域雨量指数等)を活用して、大雨・洪水警報等を改善
- ・以前の基準 1時間雨量、3時間雨量など

【18頁】 気象庁が行う予報及び警報 大雨警報 の危険度分布

大雨警報（浸水害）等が発表された市町村内において、実際にどこで危険度が高まっているかを確認できる。

危険度の高まりの予測を地図上で5段階で示す。黄色が注意、赤が警戒、紫が非常に危険、深い紫色は極めて危険となっている。

【18頁】 気象庁が行う予報及び警報 洪水警報 の危険度分布

洪水警報等が発表された市町村内において、実際にどこで危険度が高まっているかを確認できる。

こちらにも深い紫色に近づくにつれ危険度は高まる。

【18頁】 気象庁が行う予報及び警報 流域雨量指数の予測値

対象河川を拡大。県内633河川が予測の対象。

上流域での降雨による下流での洪水危険度の高まりを示す。

H29. 7月より計算格子を精緻化。5km格子から1km格子へ。

【70頁】 国との連携 ホットライン

- ・市町村長は国土交通省各河川国道事務所や秋田地方気象台、秋田県各地域振興局建設部とのホットラインにより気象情報や水位情報を共有し、迅速な住民避難に資するものとする。

【74頁】 水防訓練

水防管理団体の水防訓練

- ・水防団員の水防知識の習得を促す

【77頁】 洪水対応

予想される水災の危険の周知等

- ・市町村長は・・・、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加したハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

【資料編 75頁】秋田県重要水防区域一覧表 平成29年7月豪雨被害を受けての変更

- ・水防上重要な区域として定められなかった区域で、昨年、大規模に被災した淀川、土買川、櫛岡川、福部内川の一部区域を改良復旧工事が完了するまでの間、新たに重要水防区域として指定します。